



無償交付された遊園施設への優待入場券の交際費等該当性

～支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態を考慮して判断～

ある費用が交際費等に当たるというためには、その費用が措置法 61 条の 4 に定める課税要件に該当することを検証する必要があります。今回ご紹介するのは、無償交付された遊園施設への優待入場券の使用に係る費用が交際費等に該当するかどうか争われた判決です。(平成 21 年 7 月 31 日東京地裁・棄却・控訴・Z888-1447)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

原告は、原告が運営する遊園施設への入場及びその施設の利用を無償とする優待入場券を発行しており、その内容は、①原告の役員等において重要な取引先と判断した企業に対して交付する「役員取扱い入場券」と②特に選定したマスコミ関係者及びその家族に対して交付する「プレス関係入場券」の 2 種類があります。市川税務署長は、本件優待入場券は交際費等に当たるとして、平成 11 年 3 月期ないし平成 17 年 3 月期の法人税の各更正処分及び加算税の各賦課決定処分、並びに消費税等の各更正賦課決定処分を行いました。

東京地裁民事 3 部の八木一洋裁判長は、特定の費用が措置法 61 条の 4 第 3 項の交際費等に当たると否かの判断は、個別の事案の事実関係に即し、その支出の相手方、支出の目的及び支出に係る法人の行為の形態を考慮することを要すると判示して、下記の理由により本件優待入場券の使用に係る費用を交際費等と認定し、原告の請求を棄却しました。なお、本件では清掃業務に係る業務委託料の差額分の交際費等該当性も争われていますが、当該費用も交際費等と認定されています。

【裁判所の判断】

- 1 原告においては、1 日当たりの最大入場可能数及び平均入場者数を前提に、本件優待入場券を発行し、それを使用して入場等をする者に対して有償入場券により入場等をする者に対するのと同等の役務を提供することとして、施設の運営に当たっていたことが認められるところ、このような事実関係の下においては、本件優待入場券が現に使用されて遊園施設への入場等がされたときに、その者に対し、原告の提供する役務に係る原価のうちその者に対応する分につき費用の支出があったものと認めるのが相当である。
- 2 そうすると、原告が本件優待入場券を発行してこれを使用させていたことについては、原告の遂行する事業に関係のある企業及びマスコミ関係者等の特定の者に対し、その歓心を買って関係を良好なものとして原告の事業を円滑に遂行すべく、接待又は供応の趣旨でされたと認めるのが相当であり、これを使用して入場等をした者に対して役務を提供するに当たり原告が支出した上記の費用については、支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態に照らし、措置法 61 条の 4 第 3 項の交際費等に当たると認めるのが相当である。
- 3 原告は、本件優待入場券の発行等に伴って生じる費用はその製作、印刷費用のみである等主張するが、原告のような事業形態においては、役務を現に提供し、かつ、当該役務の提供を無償で受ける者がこれを有償で受ける者と別異の取扱いをされていない場合、当該役務の提供に要した費用は、当該役務の提供を受けた者との関係においては、これを無償で受けた者を含め、対象となった者全員に対する当該役務の提供のために支出されたものとみるのが相当であり、原告の主張は採用できない。
… (税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判51頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。